

ハピネットグループ 製品安全に関する「基本方針」

平成 19 年 5 月 9 日

当社は、消費者の安全に大きく関わる製品を取り扱う事業者として、「消費者重視」「安全」を経営の最優先事項として掲げ、以下の通り製品安全に関する基本方針を定め、誠実に製品安全の確保に努めてまいります。

1、法令遵守

当社は、消費生活用製品安全法その他の製品安全に関する法令に規程された義務および業界団体で定められた製品安全に関するガイドラインを遵守するとともに、これらを社内に徹底します。

2、自主行動計画の確立

当社は、この基本方針に基づき、製品安全に関する自主行動計画を策定・推進し、「消費者重視」および「製品安全の確保」を企業文化として確立します。

3、製品事故情報等の収集と開示

当社は、当社が自社で製造し、販売する製品（以下「製造製品」といいます）および他社から調達して販売する製品（以下「仕入製品」といいます）に係る事故について、その情報を消費者から積極的に収集するとともに、消費者等に対して適切な情報提供を行ないます。

4、重大製品事故の報告

当社は、製造製品に関し重大製品事故が発生したときは、法令に従い、速やかに主務大臣に当該事故の報告を行ないます。

5、安全な製品の供給

当社は、一般社団法人日本玩具協会の玩具安全基準・玩具安全マーク制度を活用するなどにより、安全な製造製品の供給を図っていきます。

6、危害の発生・拡大の防止

当社は、製造製品および仕入製品の不測の製品事故に関し、必要と認められるときは、製品回収、その他の適当と認められる方法により、危害の発生・拡大の防止のための措置を講じます。

7、その他

当社は、上記事項に定めるほか、製造製品および仕入製品に係る事故に関し、消費者保護に必要な対応を行なってまいります。

ハピネットグループ 製品安全自主行動計画

2007年6月4日 制定

I. (製品安全に関する基本方針)

ハピネットグループ（以下「当社」といいます）は、「お客様に安全な製品を供給すること」ならびに「当社が自社で製造、輸入または加工し、販売する製品（以下「製造商品」といいます）または他社から仕入れて販売する製品（以下「仕入商品」といいます）に関する事故が発生した場合に迅速にお客様の保護・安全確保を図ること」が、製造・流通事業者としての社会的責任であることを十分に認識し、「ハピネットグループ 製品安全に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を、取締役会で決議のうえ策定しました。

当社は、この基本方針を役員・社員に周知徹底し、その確実な実施を図ってまいります。

II. (製品安全関係法令の遵守)

当社は、消費生活用製品安全法その他の製品安全に関する法令を遵守し、消費生活用製品安全法の「重大製品事故の主務大臣への報告義務」などを、確実に実行します。

III. (製品安全推進体制の確立《社内安全担当部署の設置》)

社内で製品安全活動を確実に実行するために、当社は安全担当部署を定めます。この部署は、製品安全基準・品質管理・重大製品事故報告・苦情対応等において、関連部署と連携し、危害発生・拡大防止措置等に関し、全社横断的に指示をする権限を有します。

IV. (製品事故等の情報収集体制の確立)

当社は、消費者、事業者からの情報を受け付ける窓口を明確にし、ホームページなどで公表いたします。また、消費者、販売事業者、行政機関、各種消費者センターなどからの情報収集に努めます。

V. (製品事故等の情報の社内外への伝達体制の確立)

1. 製品事故等の情報の経営陣への伝達

当社は、入手した製造商品の製品事故等の情報について、発生状況・被害状況・製造商品の関与度合いなどの事実関係を整理し、担当部署で集中的に管理します。製造商品に製品事故が発生した場合、その事実関係を直ちに経営陣に伝達し、経営陣の指示に基づき社内関係者の召集・対応協議・対応の伝達等を行います。

2. メーカーへの協力

当社は、仕入商品に製品事故が発生した場合、卸売業においてはメーカー（以下、仕入商品の製造事業者を「メーカー」といいます）と小売店との迅速な取次など、小売業においてはメーカーの要請に応じた消費者への周知徹底などについて、メーカーに協力します。

3. 製品事故等の情報の社外関係者への伝達

当社は、前2号の事故の発生・拡大を防止するために、事故の情報の分析・対処方針に基づき、

迅速に、消費者、販売事業者などの社外関係者に情報提供と必要な協力要請等を行います。

VI. (法令等に基づく製品事故への対応)

1. 重大製品事故等の経済産業省等への報告

(1) 当社の製造商品に重大製品事故等が発生した場合、当社は、消費生活用製品安全法に基づき、「重大製品事故」について、法定期限内に可及的速やかに主務大臣に報告します。

(2) 当社は、製造商品の製品回収（リコール）を実施する場合、事前にその内容を主務大臣に報告し、製品回収（リコール）後も、その進捗状況を報告します。

2. 独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）への報告

重大製品事故以外の製造商品の製品事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）に報告します。

VII. (安全な製造商品の供給体制の確立)

1. 玩具安全基準に適合した製造商品の企画・供給

製造商品の企画・供給にあたっては、一般社団法人日本玩具協会の玩具安全基準（S T 基準）を参考とし、当該基準に適合した製品を製造するよう努めます。

2. 玩具安全マーク（S T マーク）制度の活用

消費者が安心して製造商品を購入できるよう、一般社団法人日本玩具協会の玩具安全マーク（S T マーク）制度を活用し、S T マークを付した製造商品を供給するよう努めます。

3. その他業界自主安全基準の活用

当社は、前2号に加え、製造商品に関する各業界団体の自主安全基準に適合した製品を製造するよう努めます。

VIII. (危害の発生・拡大の防止への対応《製品回収等》)

1. 製品事故の重大性の分析・判定

(1) 当社は、製造商品の事故情報を可能な限り入手し状況を把握するとともに、当該商品の過去の事故履歴など有用な情報の入手に努め、事故原因を推定し、事故の重大性を特定します。

(2) 当社は、前号に加え、製造商品の事故の状況から想定される危険の大きさ、同様の事故が発生・拡大する可能性、他の製造商品での同様の事故の発生する可能性、予見できる誤使用の可能性などを考慮します。

(3) 当社は、流通商品において、メーカーが前2号と同様の製品事故の重大性の分析・判定を行うおうとする場合、これに協力します。

2. 社告等による消費者への情報開示・告知

(1) 当社は、製造商品の製品事故の状況に応じて、「消費生活用製品のリコールハンドブック」（経済産業省 消費経済部製品安全課発行）に基づき、情報開示・告知による製品回収等を実施します。

(2) 当社は、流通商品において、メーカーが情報開示・告知による製品回収等を実施する場合、これに協力します。

IX. (推進体制の継続的改善と見直し)

当社は、本自主行動計画を推進する過程で社内推進体制に不都合や課題が生じたときは、速やかにその見直しを行い、安全確保推進体制の整備に努めます。